

お墓の悩み相談室

～頭大仏御廟編～

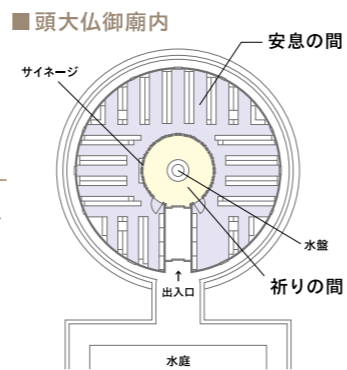


頭大仏御廟

開門時間

- 夏期 (4月1日～10月31日) 9:00～16:00
- 冬期 (11月1日～3月31日) 10:00～15:00

※指定日ならびにメンテナンス日、天候などにより閉殿する場合があります。詳しくは公式ホームページでお知らせします。



七の日読経

祈りの間で月参り読経を行います。僧侶による読経供養の際には、希望により故人のお名前を讀上げて供養します。

※宗派の指定はできません。※参拝者の人数により、混雑時には頭大仏殿合同祭壇で行います。

毎月7・17・27日 11:00～ 頭大仏御廟 祈りの間

祈りの間

屋内であたたかくお参りすることができる供養施設です。お参りは中央の水盤には花手水(はなてみず)のように花冠(かかん)を浮かべてください。

- ※入室には使用者カードが必要です。
- ※真駒内滝野霊園では、水に浮かべるお花を「花冠」と呼びます。(一器/300円(税込))
- ※ローソク・線香などの火気は使用することができません。
- ※事前連絡のうえ、檀家寺(お付合いのある寺院)同行でのお参りや法要も可能です。ただし、みなさまがお参りする場所であり、貸切ることができないため、他のお客様のお参りと重なる場合があります。



合葬までの流れ

お骨預かり



お客様立会いのもと、安息の間でお骨をお預かりします。

※お骨預かりには所定の手続きと10日前までのご予約が必要です。

安息の間



お預かりしたお骨は、霊園管理者が安置棚へお納めします。安息の間で骨つぼのまま、個別に7年間安置します。

※安置場所を指定することはできません。

お骨預かり前に必要な書類

お骨預かり前に法律上(墓地、埋葬等に関する法律)の手続きを郵送で行ってください。手続きを完了していない場合は、お骨をお預かりすることができません。

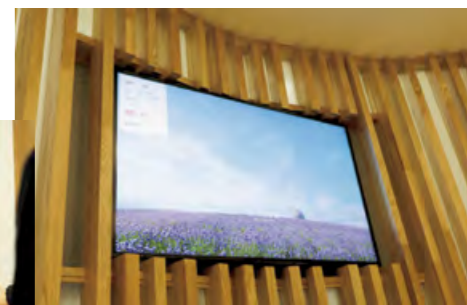
1. 火葬許可証※1 ただし、改葬の場合は改葬許可証※2
2. 「埋蔵申請書」への記入
3. 申請者の本人確認書類のコピー

- ※1)火葬許可証は火葬場で交付され、通常お骨箱の中に入っています。
- ※2)お骨が埋蔵・収蔵されている霊園や納骨堂からお骨を移動することを「改葬」といいます。改葬には法律上の手続きが必要です。
- ※お骨預かりの際、檀家寺(お付合いのある寺院)同行でお参りすることができます。
- ※僧侶の手配代行も別途承ります。10日前までのご予約が必要です。

お名前の表示(生前契約・埋蔵契約)

サイネージ横のタッチパネルへ使用者カードの裏面(入室・名前表示用)QRコードをかざすことで俗名・命日・合葬期日が表示されます(生前の場合は氏名のみ)。

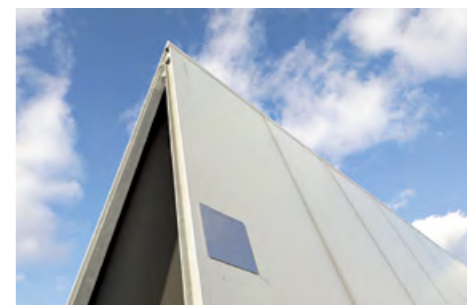
※サイネージへの表示は、所定の手続きが完了した翌日以降です。



銘板への刻印

生前使用者は氏名生前加持として、埋蔵使用者は俗名を生きた証として、ストーンヘンジの銘板に刻印し、永代に掲示します。

- ※お申込み日を基準に1月～12月の年単位で取りまとめ、翌年5月までに掲示します。
- ※刻印場所を指定することはできません。



永代供養墓ストーンヘンジへ合葬



お骨預かりから7年経過後の翌5月に、霊園管理者がストーンヘンジに併設された永代供養墓へ合葬します。

永代供養墓
ストーンヘンジについて

真駒内滝野霊園が永代にわたる供養を行う合葬墓です。ストーンヘンジの内部にお客様は立入ることができません。

※ストーンヘンジの内部については29頁をご参照ください。

永代供養墓ストーンヘンジ供養祭



年に一度、ストーンヘンジ合同祭壇で供養祭を行います。僧侶による読経の際には、過去1年間に合葬された故人のお名前を讀上げて供養を行い、生前使用者の加持を祈願します。

6月第1日曜日 10:30～
永代供養墓ストーンヘンジ 合同祭壇